

平成27年  
4月

平成32年  
3月

## 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

嘉手納町子ども家庭課



## はじめに

嘉手納町では、平成17年度より「嘉手納町次世代育成支援行動計画」を策定し、「平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな」をめざして、子育て支援に関わる様々な事業の推進に取り組んでまいりました。



平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、嘉手納町におきましてもこれまでの課題や成果を踏まえ、「嘉手納町次世代育成支援行動計画」を策定し、多様な取組みを進めてまいりました。しかしながら家庭を取り巻く状況の変化により支援の更なる拡充がとめられており、この度、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新たな仕組みを構築することを目的に、「嘉手納町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度）」を策定いたしました。

本計画の策定に関しては、子育て中の保護者の皆様から“ニーズ調査”を通して貴重なご意見をお寄せいただくとともに、嘉手納町の子育てを取り巻く実情を踏まえ、計画に教育、保育に携わる当事者等の意見を反映するため、町民、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者で構成する「嘉手納町子ども・子育て会議」を設置し、計画づくりを進めてまいりました。

教育や保育、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、計画の諸施策の着実な実現に取り組んでまいりたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました嘉手納町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました保護者の皆様や関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

嘉手納町長 當山 宏



## 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 嘉手納町の子どもを取り巻く現状	3
1. 人口や世帯等の状況	3
2. 産業、就労の状況	7
3. ニーズ調査の結果について	8
4. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	16
(1) 人口及び世帯等にもとづく	16
(2) 教育・保育施設の利用状況にもとづく	16
(3) ニーズ調査の結果にもとづく	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 上位関連計画の整理	19
2. 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画の理念	23
基本目標1：質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供について	23
基本目標2：保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善について	24
基本目標3：子どもと子育てを支える体制について	24
第4章 量の見込み及び確保方策	25
1. 教育・保育提供区域の設定	25
2. 将来人口推計	29
(1) 推計方法	29
(2) 将来児童数の推計結果	30
3. 量の見込み	31
(1) 算出の考え方	31
(2) 潜在的な家庭類型の割合	32
(3) 量の見込みの補正について	33
(4) 量の見込み及び確保方策	36
4. その他嘉手納町において定める内容	47
第5章 計画の推進	49
1. 関係機関等との連携	49
2. 継続的なニーズの把握と柔軟な対応	49
3. 計画の達成状況の点検及び評価	49



# 第1章

## 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では急速に少子化及び高齢化が進行しています。人口構造の大きな変化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、将来的にわたって社会・経済に影響を与えることが懸念されています。

また、生活様式や就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境も変化してきており、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このような状況下、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

その後、平成22年には「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、子育て支援の充実に向けた新たな制度展開が図られることとなります。

嘉手納町においても「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「嘉手納町次世代育成支援行動計画」を策定し、これまで前期・後期と多様な取り組みを進めてきましたが、待機児童対策等を含め子どもと家庭を取り巻く状況の変化を踏まえた子育て支援の更なる充実が求められています。

嘉手納町子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新たな仕組みを構築することを目的に策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、第4次嘉手納町総合計画における将来像『ひと、みらい輝く交流のまち 嘉手納』並びにまちづくりの基本目標「人にやさしい・人がやさしい・健やかな暮らし育むまちづくり」並びに「未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むまちづくり」の実現を目指すものであり、「子ども・子育て支援法」の第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。

現在、共働き家庭等が小学校の入学に際しての問題としてあげられる「小1の壁」を乗り越えるため、「放課後子ども総合プラン」の策定が求められています。全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブ並びに放課後子ども教室の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」を本計画と一体的に策定するものとします。

### 3. 計画期間

「子ども・子育て支援法」第 61 条においては、『市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。』と明記されています。

そのため本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

### 4. 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査の実施

計画策定にあたって、対象者ニーズを的確に把握し計画へ反映するため、全ての就学前児童家庭並びに小学 1 年生から 3 年生のいる全ての児童家庭を対象に「嘉手納町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### (2) 嘉手納町子ども・子育て会議の設置

嘉手納町の子育てを取り巻く実情を踏まえ、計画に教育、保育に関わる当事者等の意見を反映するため、町民、学識経験者、子ども・子育て支援事業に従事する者等で構成する嘉手納町子ども・子育て会議を設置し、計画内容を審議しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を町のホームページでの公開や役場窓口等に設置し、広く町民からの意見を募集しました。



## 第2章



嘉手納町の子どもを取り巻く現状

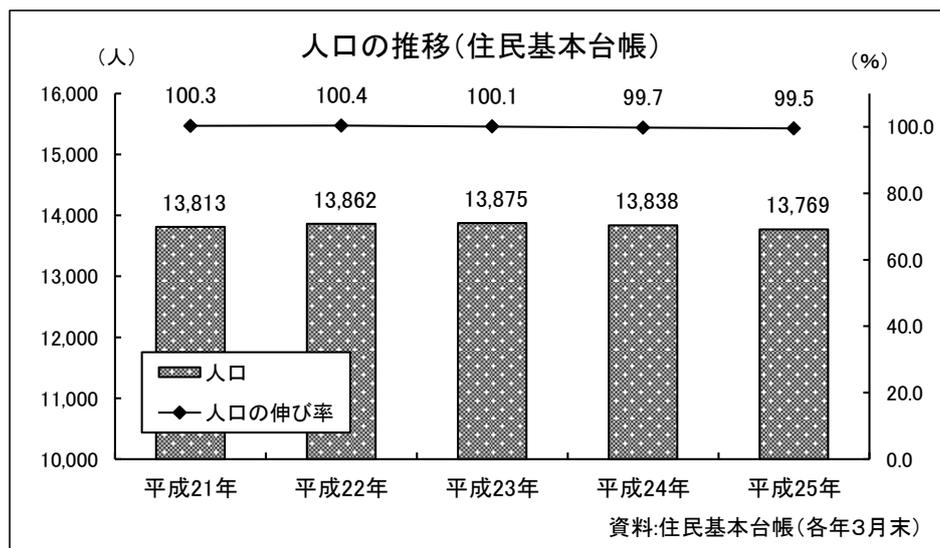
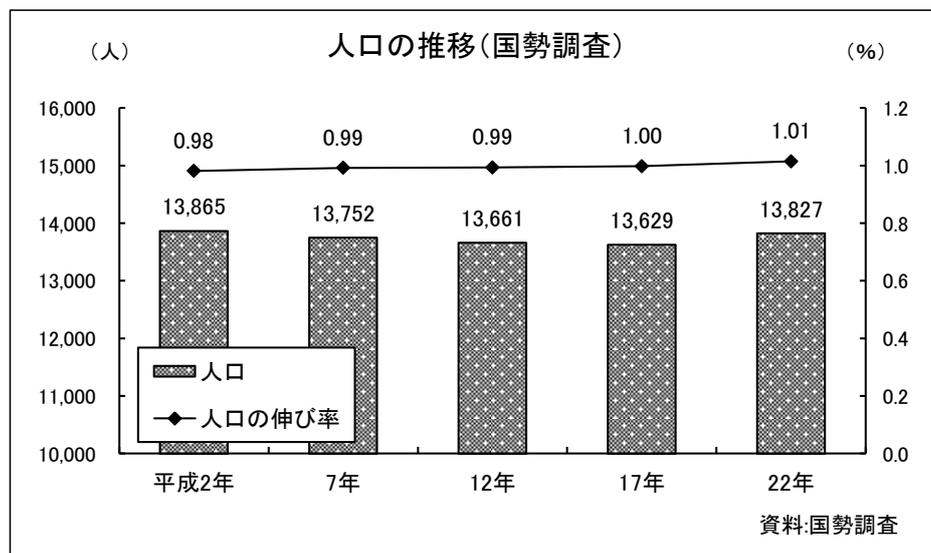


## 第2章 嘉手納町の子どもを取り巻く現状

### 1. 人口や世帯等の状況

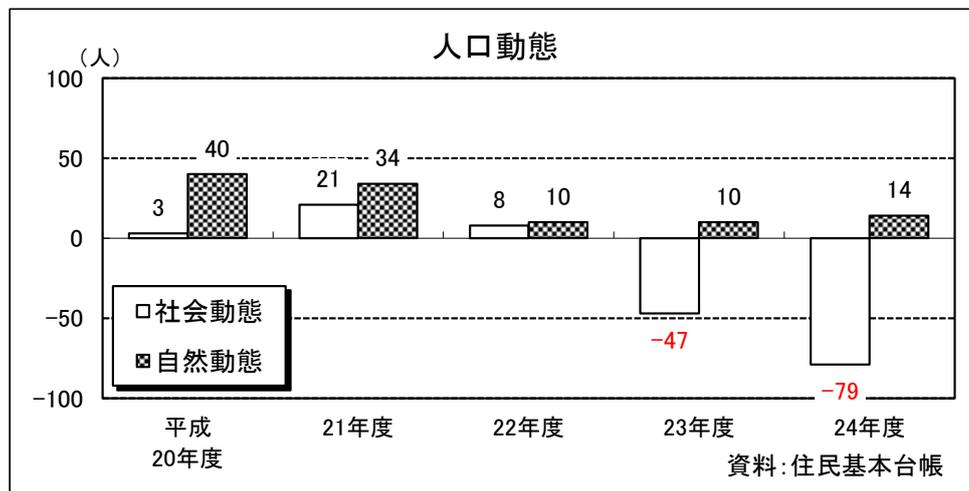
#### (1) 人口の推移

国勢調査における平成22年の本町の総人口は13,827人となっています。平成2年から平成17年かけて減少していましたが、平成22年は増加へ転じています。住民基本台帳人口をみると平成21年からほぼ横ばいで推移しています。



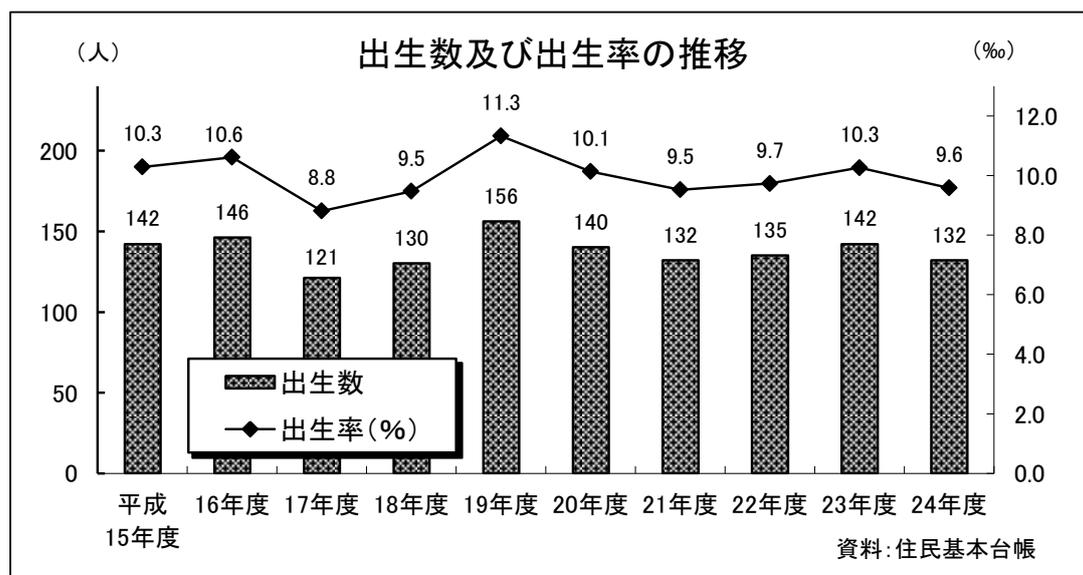
## (2) 人口動態

平成24年度までの過去5年間の人口動態は、平成23年度と平成24年度の社会動態でマイナスになっていますが、その他の年では社会動態、自然動態ともにプラスとなっています。



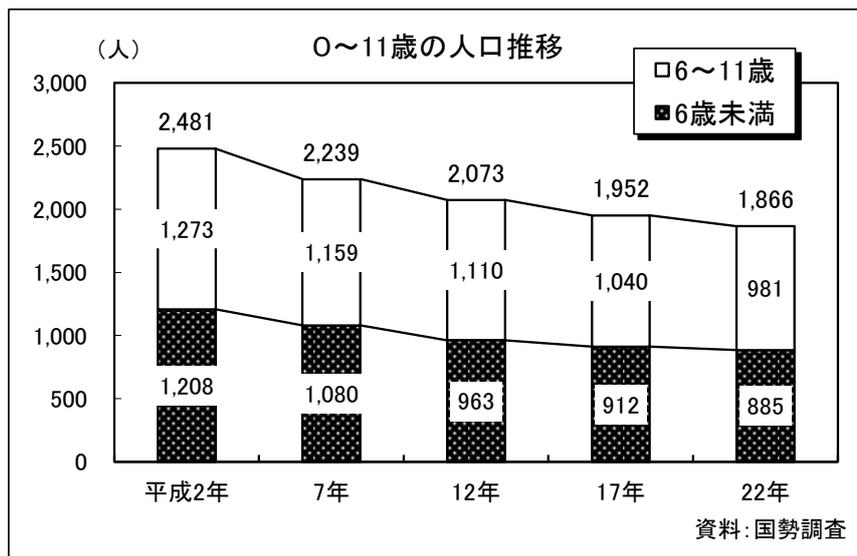
## (3) 出生数

本町の出生数は、平成24年度に132人、出生率は9.6‰（人口千分率）となっています。過去10年間の出生数は121～156人となっています。



#### (4) 対象となる児童の人口

本計画の対象となる0歳～11歳の人口は、平成22年に1,866人で、そのうち就学前の6歳未満が885人、小学生の6～11歳が981人となっています。対象児童数は、平成2年(2,481人)から一貫して減少しています。



#### (5) 世帯の状況

平成22年国勢調査の一般世帯は、親族のみの一般世帯のうち核家族世帯が62.0%、単独世帯が26.4%、3世代世帯は6.4%となっており、沖縄県と比較して3世代世帯、核家族世帯、母子・父子世帯の割合が高くなっています。

##### 家庭類型別一般世帯の状況

	平成7年		12年		17年		22年		沖縄県22年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
世帯総数	4,234	100.0	4,406	100.0	4,661	100.0	4,933	100.0	519,184	100.0
世帯人員	3.19		3.05		2.87		2.75		2.63	
親族のみの一般世帯	3,418	80.7	3,449	78.3	3,482	74.7	3,580	72.6	359,697	69.3
核家族世帯	2,888	68.2	2,909	66.0	2,969	63.7	3,056	62.0	314,152	60.5
夫婦のみの世帯	473	11.2	545	12.4	557	12.0	638	12.9	75,038	14.5
夫婦と子供から成る世帯	1,786	42.2	1,705	38.7	1,640	35.2	1,594	32.3	172,115	33.2
6歳未満の世帯員のいる世帯	564	13.3	508	11.5	460	9.9	474	9.6	54,631	10.5
18歳未満の世帯員のいる世帯	1,143	27.0	1,050	23.8	1,000	21.5	950	19.3	109,502	21.1
女親(男親)と子供から成る世帯	629	14.9	659	15.0	772	16.6	824	16.7	66,999	12.9
6歳未満の世帯員のいる世帯	52	1.2	45	1.0	60	1.3	68	1.4	5,250	1.0
18歳未満の世帯員のいる世帯	258	6.1	235	5.3	300	6.4	315	6.4	23,978	4.6
核家族以外の世帯	530	12.5	540	12.3	513	11.0	524	10.6	45,545	8.8
非親族を含む世帯	13	0.3	10	0.2	28	0.6	50	1.0	6,494	1.3
単独世帯	803	19.0	947	21.5	1,151	24.7	1,300	26.4	152,589	29.4
※世帯総数のうち3世代世帯	—	—	388	8.8	336	7.2	318	6.4	28,640	5.5
※世帯総数のうち母子世帯	166	3.9	170	3.9	181	3.9	151	3.1	14,137	2.7
6歳未満の世帯員のいる母子世帯	26	0.6	31	0.7	32	0.7	31	0.6	3,050	0.6
※世帯総数のうち父子世帯	20	0.5	15	0.3	23	0.5	24	0.5	1,770	0.3
6歳未満の世帯員のいる父子世帯	6	0.1	3	0.1	4	0.1	1	0.0	199	0.0

資料: 国勢調査

## (6) 保育所における待機児童の推移

本町の公立及び私立保育所の受け入れ児童数は、平成26年に264人となっており、定員数260人に対して、弾力化により101.5%の児童を受け入れている状況にあります。平成26年に認可保育所が1箇所増え、受け入れ施設が3カ所となりました。平成21年からの6年間、常に弾力化によって児童を受け入れています。待機児童が発生しています。

保育所等の状況について

単位：箇所、人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
公立・認可保育所数	2	2	2	2	2	3
定員数	200	200	200	200	200	260
受け入れ児童数	222	219	217	208	218	264
待機児童数	18	5	18	29	21	27
弾力化率	111.0%	109.5%	108.5%	104.0%	109.0%	101.5%
認可外施設の箇所数	5	5	5	5	6	8
※認可外入所児童数	257	230	307	275	212	290

※認可外入所児童数には、他市町村からの入所児童を含む。

資料：子ども家庭課

## (7) 幼稚園の就園率の推移

公立幼稚園の入園児童数は、平成26年に115人となっています。現在、公立幼稚園では5歳児のみを受け入れています。

入園児童数は120人前後で推移しています。

幼稚園の入園児童数

単位：人、箇所、学級

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
公立	嘉手納	学級数	3	3	3	3	3	
		定員数	90	90	90	90	90	
		入園児童数	70	75	78	78	73	83
	屋良	学級数	2	2	2	2	2	2
		定員数	60	60	60	60	60	60
		入園児童数	50	35	35	37	53	32
公立 入園児童数計		120	110	113	115	126	115	
私立 栄光	学級数	7	7	7	7	7	7	
	定員数	245	245	245	245	245	245	
	入園児童数	188	212	221	208	212	212	
入園児童数 合計		308	322	334	323	338	327	

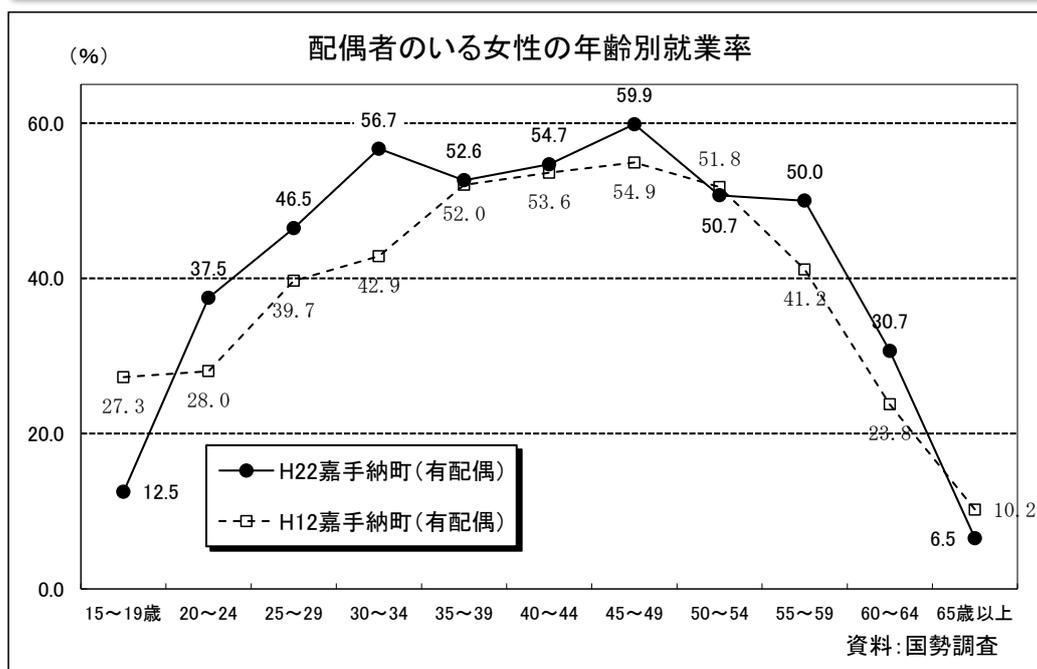
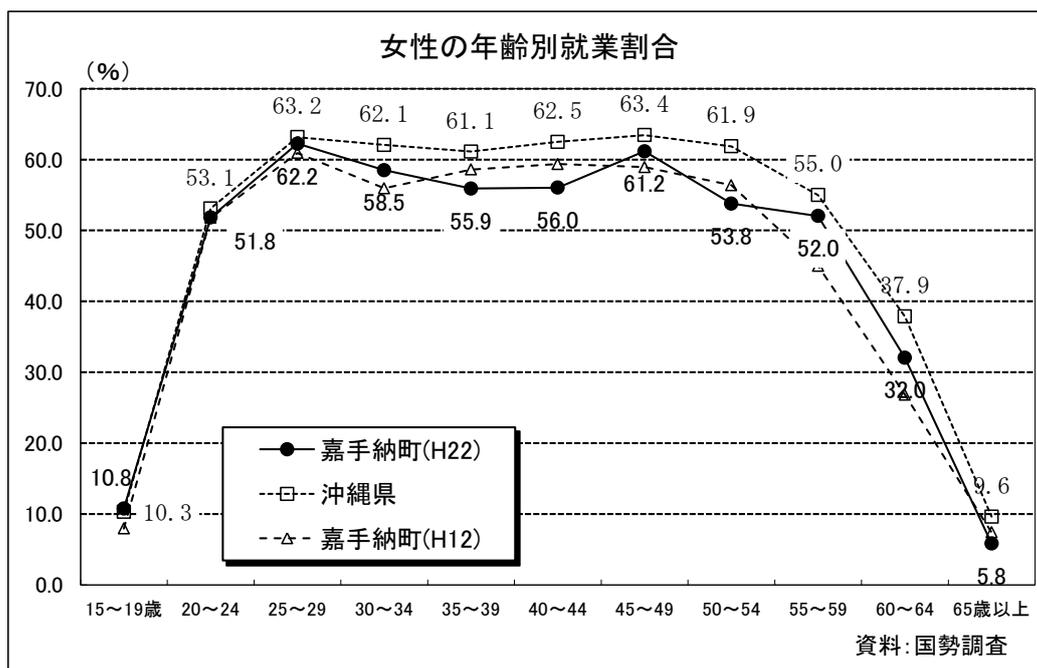
資料：教育委員会

## 2. 産業、就労の状況

### (1) 女性の年齢別就業率

本町における平成22年の女性の年齢別就業率は、25～29歳が62.2%と最も高く、15～19歳を除く全ての年齢層で沖縄県平均よりも低くなっています。これを平成12年の数値と比較すると25～34歳の就業率が高くなっています。

配偶者のいる女性の年齢別就業率を平成22年と平成12年を比較すると、10年で就業率は高くなっており、特に20～34歳で大きく上昇しています。



### 3. ニーズ調査の結果について

#### (1) 調査の実施概要

##### 1) 調査の目的

「嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の皆様の子育て環境や教育、保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

##### 2) 調査の対象者

- ①就学前児童家庭：就学前の全ての児童
- ②小学生児童家庭：1年生から3年生までの全ての児童

##### 3) 調査方法

###### ①就学前児童家庭

全ての対象児童1,004件のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じて配布回収を行い、在宅及び町外施設利用している児童等（約500件）については郵送による配布回収を行いました。

###### ②小学生児童家庭

町内の小学校を通じて配布回収を行いました。

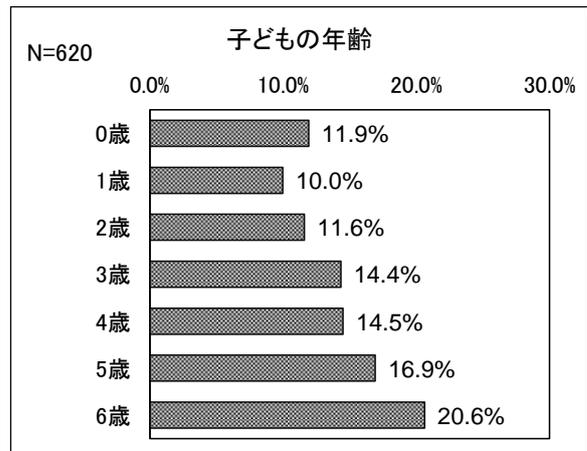
##### 4) 回収率

回収率は、就学前児童家庭が61.8%、小学生児童家庭が89.4%となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	1,004	620	61.8%
小学生児童家庭	453	405	89.4%

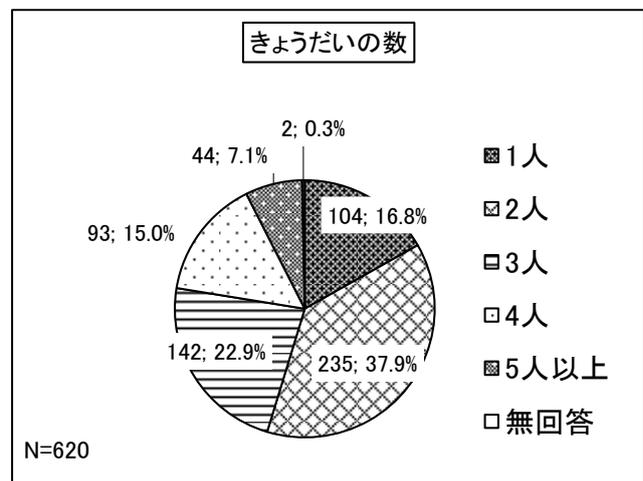
## (2) 子どもの年齢

子どもの年齢は、「0歳」が11.9%、「1歳」が10.0%、「2歳」が11.6%、「3歳」が14.4%、「4歳」が14.5%、「5歳」が16.9%、「6歳」が20.6%となっています。



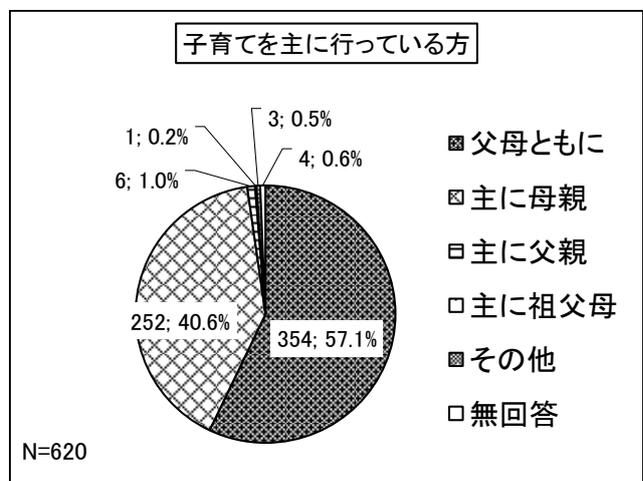
## (3) きょうだいの数

きょうだいの数は、「2人」という割合が最も高く37.9%、「3人」が22.9%、「1人」が16.8%、「4人」が15.0%、「5人以上」が7.1%となっています。



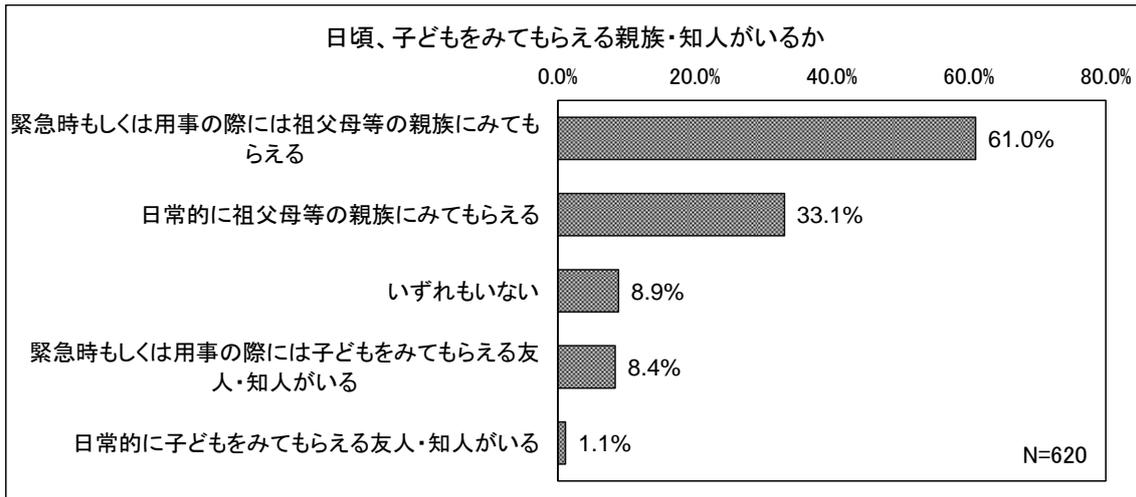
## (4) 主に子育てを行う者

子どもの子育てを主に行っているのは、「父母ともに」という回答割合が最も高く57.1%、次いで「主に母親」が40.6%、「主に父親」が1.0%、「その他」が0.5%、「主に祖父母」が0.2%となっています。



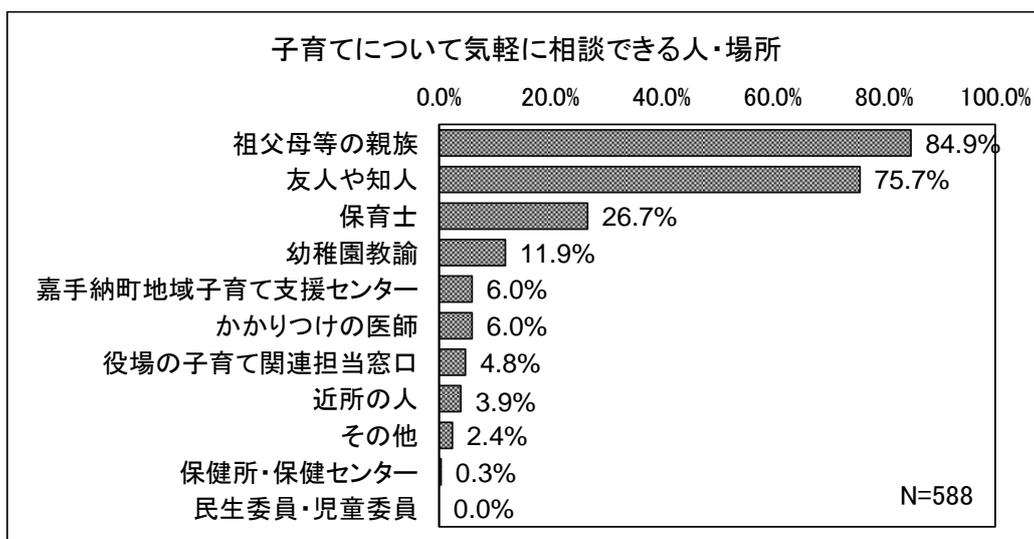
### (5) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるか

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかの第1位は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」で61.0%、第2位は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」で33.1%、第3位は「いずれもない」で8.9%、第4位は「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」で8.4%、第5位は「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」で1.1%となっています。



### (6) 子育てについて気軽に相談できる人・場所

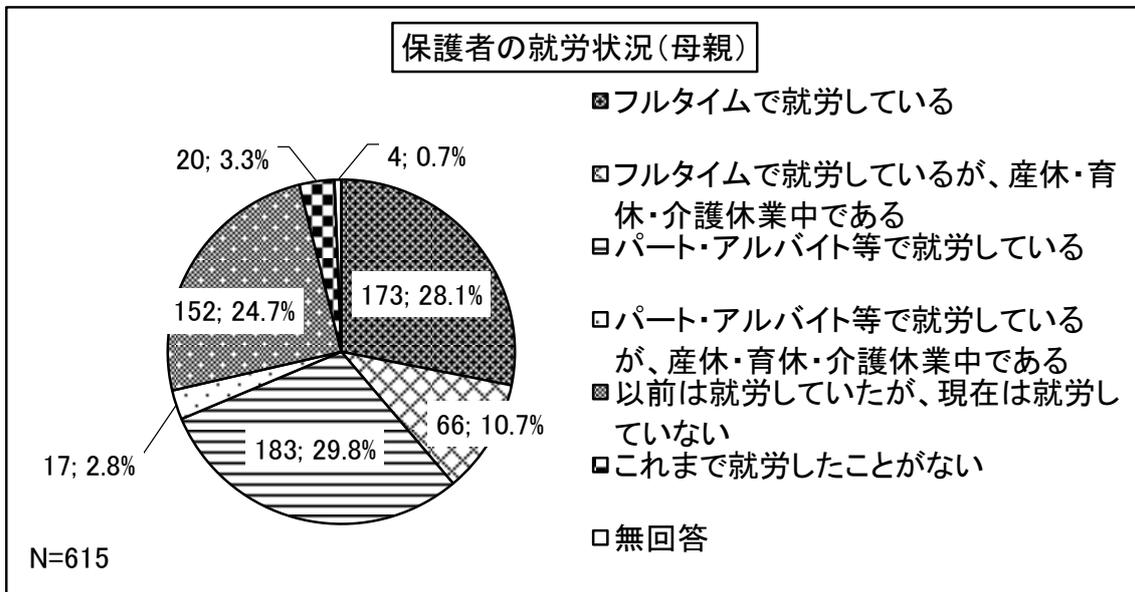
子育てについて気軽に相談できる人や場所の第1位は、「祖父母等の親族」で84.9%、第2位は「友人や知人」で75.7%、第3位「保育士」で26.7%、第4位は「幼稚園教諭」で11.9%、第5位は「嘉手納町子育て支援センター」で6.0%となっています。



(7) 保護者の就労状況

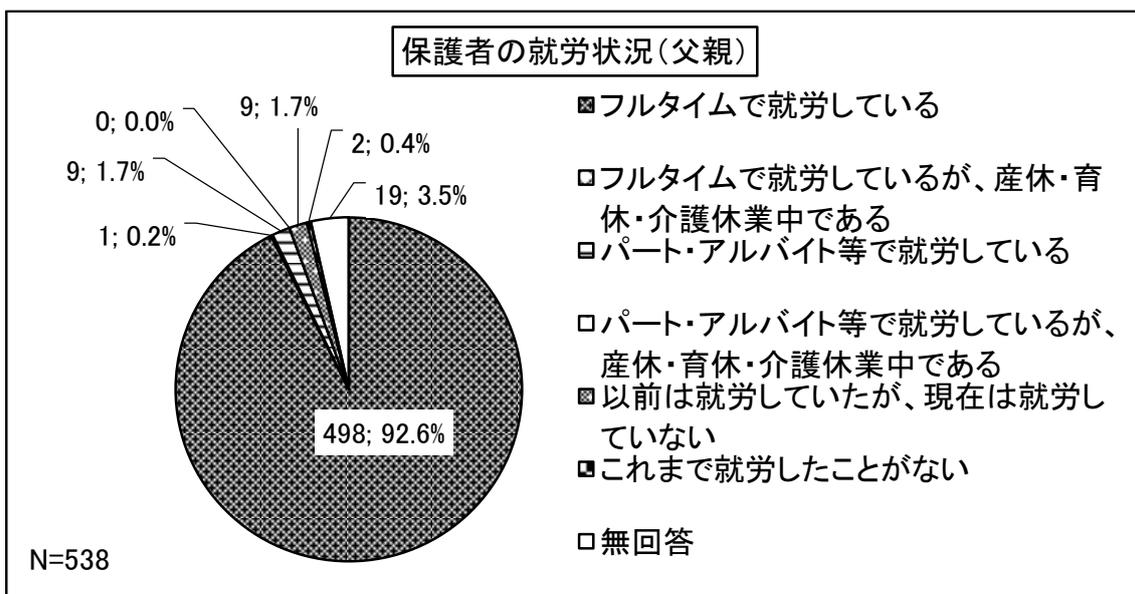
【母親】

母親の就労状況としては、産休・育休・介護休業中を含め 71.4%が就労しています。一方で離職した方を含め 28.0%が就労していないと回答しています。



【父親】

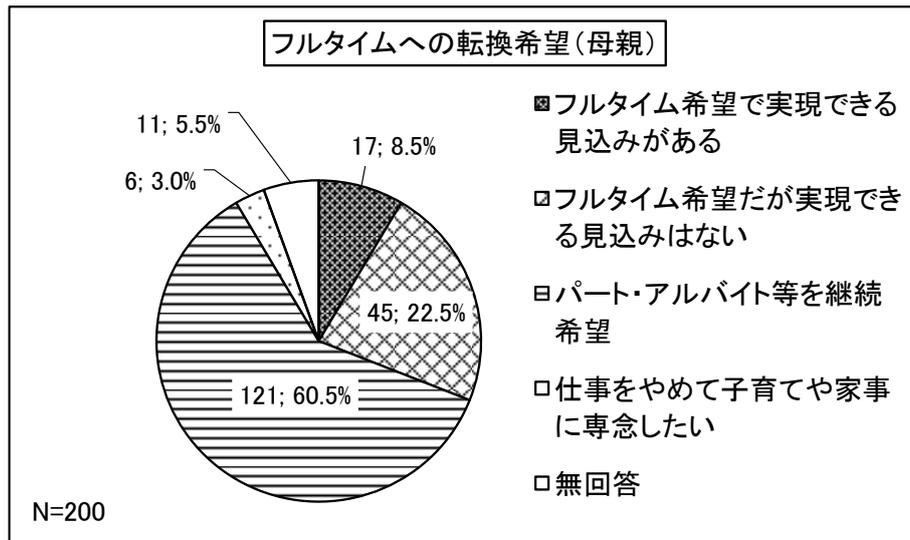
父親の就労状況としては、産休・育休・介護休業中を含め 94.5%が就労しています。現在就労していないのは 2.1%となっています。



(8) フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方)

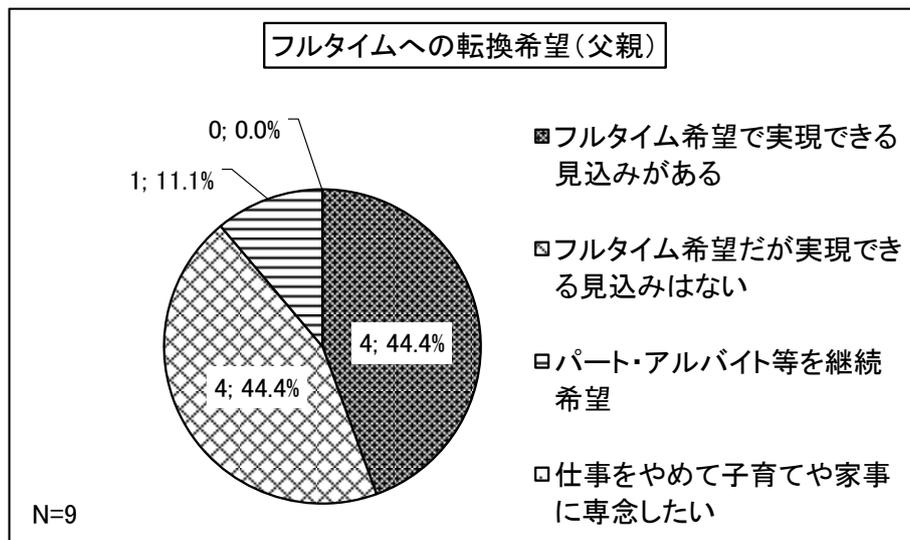
【母親】

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等を継続希望」が最も高く 60.5%、次いで「フルタイム希望だが実現できる見込みはない」が 22.5%、「フルタイム希望で実現できる見込みがある」が 8.5%、「仕事をやめて子育てや家事に専念したい」が 3.0%となっています。



【父親】

パート・アルバイト等で就労している父親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイム希望で実現できる見込みがある」と「フルタイム希望だが実現できる見込みはない」がともに 44.4%、「パート・アルバイト等を継続希望」が 11.1%となっています。

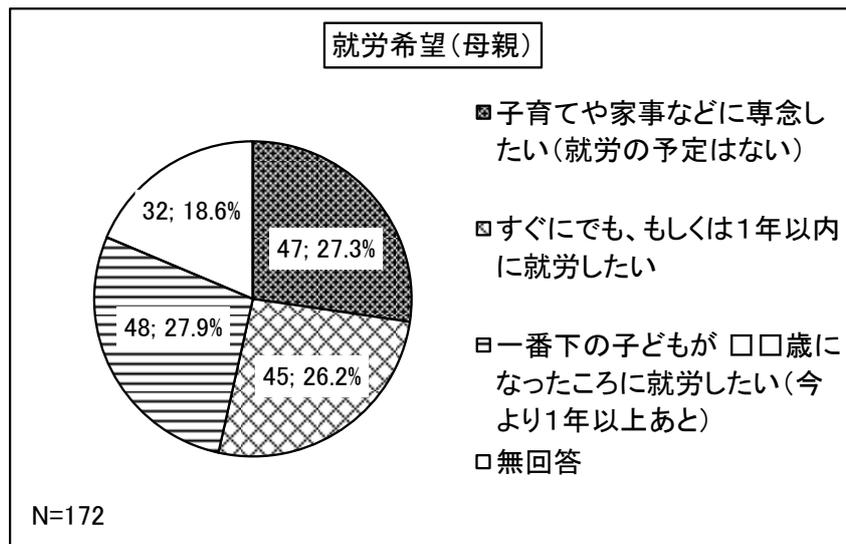


### (9) 就労への希望 (就労していない方)

#### 【母親】

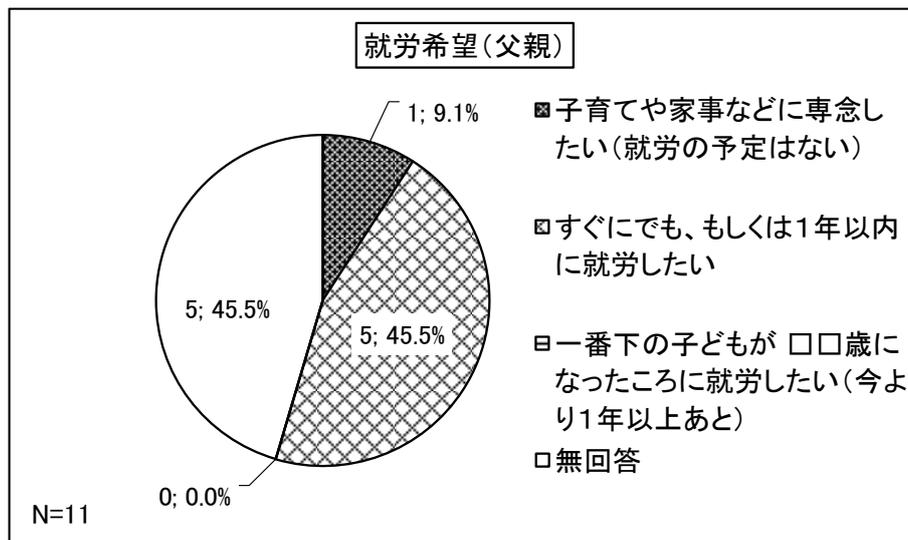
現在就労していない方の就労希望については、「一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい (今より1年以上あと)」が最も高く 27.9%、次いで「子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)」が 27.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 26.2%となっています。

就労を希望する際の一番下の子どもの年齢は、「3歳」が最も高く 39.6%、次いで「7歳」が 18.8%、「2歳」が 12.5%となっています。



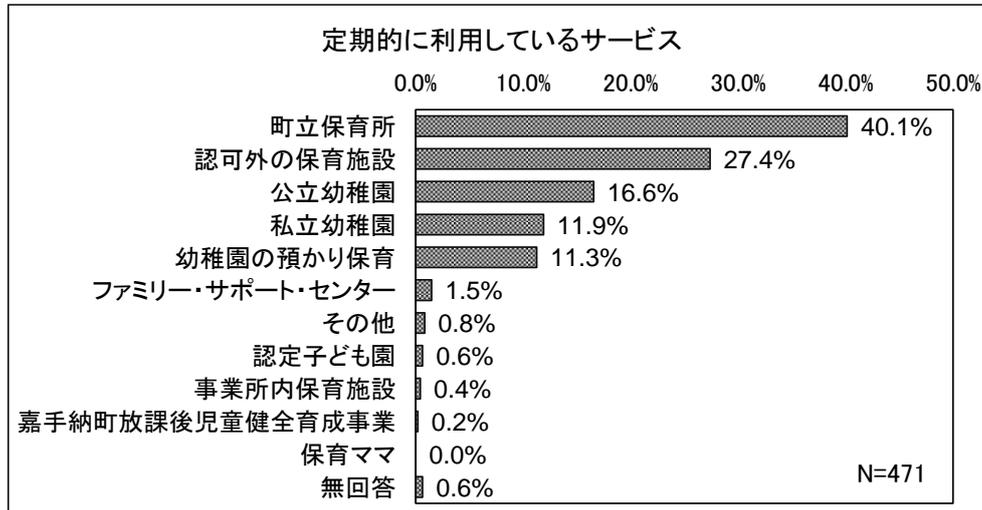
#### 【父親】

現在就労していない方の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も高く 45.5%、次いで「子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)」が 9.1%となっています。



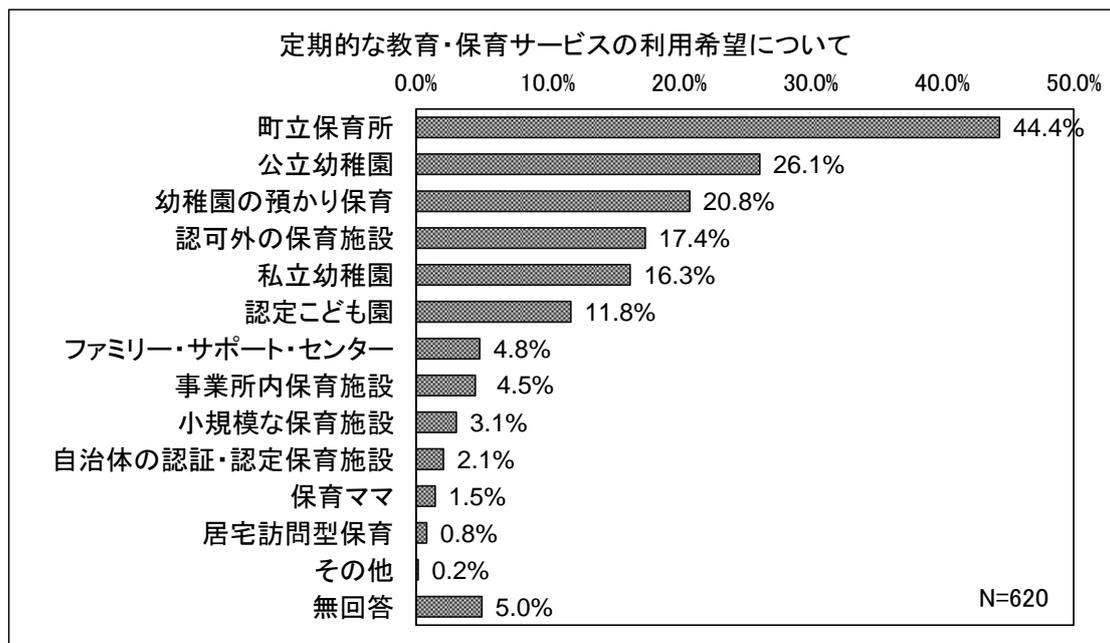
#### (10) 定期的に利用しているサービス

定期的にご利用している教育・保育サービスの第1位は「町立保育所」で40.1%、第2位は「認可外の保育施設」で27.4%、第3位は「公立幼稚園」が16.6%、第4位は「私立幼稚園」で11.9%、第5位は「幼稚園の預かり保育」で11.3%となっています。



#### (11) 定期的な利用を希望する教育・保育サービス

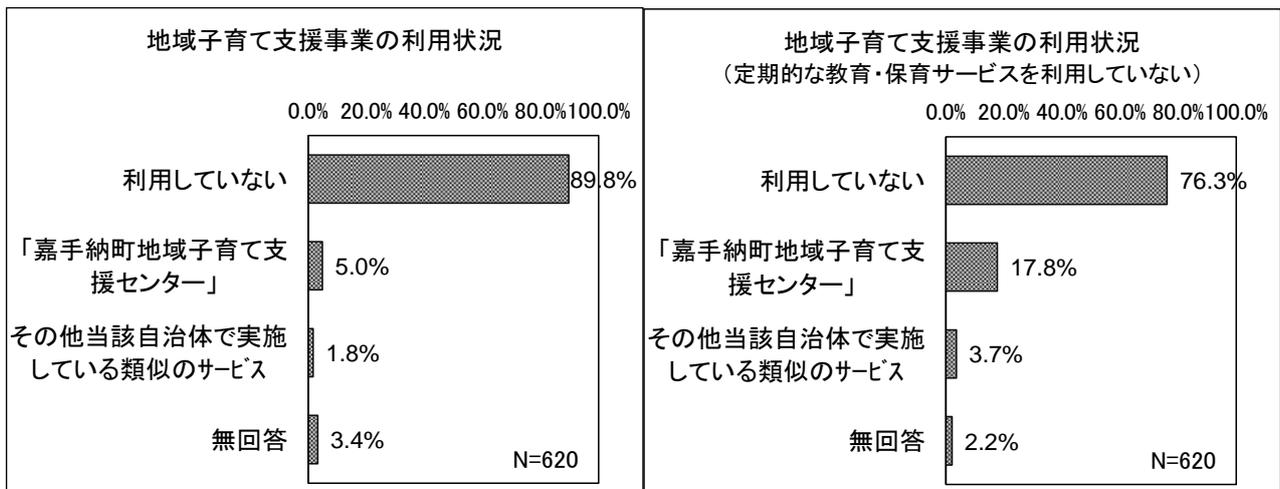
平日に定期的な利用を希望する教育・保育サービスの第1位は、「町立保育所」で44.4%、第2位は「公立幼稚園」で26.1%、第3位は「幼稚園の預かり保育」で20.8%、第4位は「認可外の保育施設」で17.4%、第5位は「私立幼稚園」で16.3%となっています。



### (12) 地域子育て支援事業の利用状況について

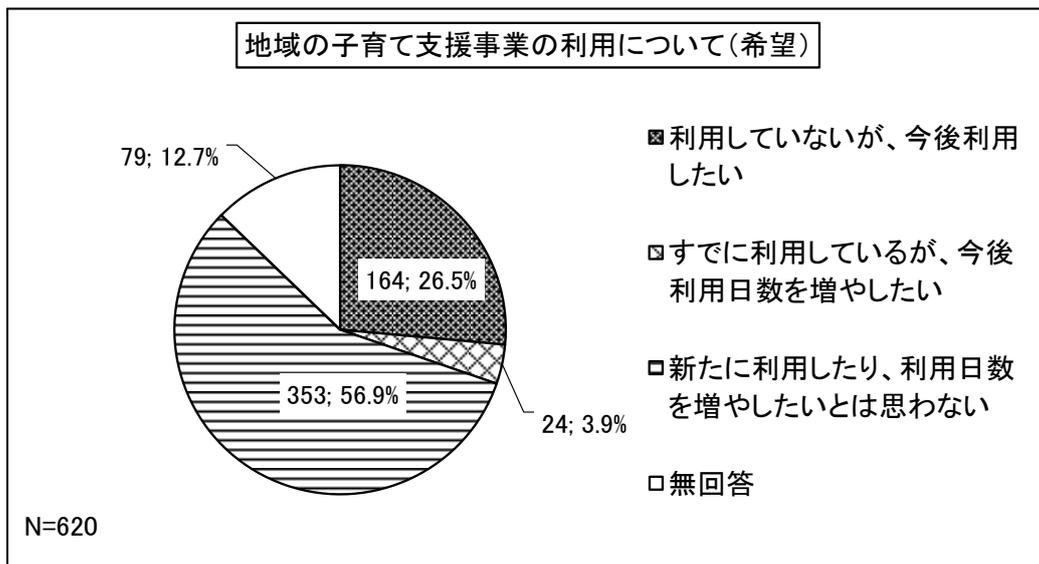
地域子育て支援事業の利用状況について、回答者全体では「利用していない」という割合が最も高く 89.8%、「嘉手納町子育て支援センター」が 5.0%、「その他当該自治体で実施している類似のサービス」が 1.8%となっています。

同サービスの主な利用者と考えられる定期的な教育・保育サービスを利用していない方の利用状況では、「利用していない」という割合が 76.3%と最も高くなるものの、「嘉手納町地域子育て支援センター」が 17.8%、「その他当該自治体で実施している類似のサービス」が 3.7%と、回答者全体よりも利用している割合は高くなっています。



### (13) 地域子育て支援事業の今後の利用意向

地域子育て支援事業の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も高く 56.9%、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 26.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 3.9%となっています。



## 4. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### (1) 人口及び世帯等にもとづく

#### 【現 状】

- 本町の総人口は平成2年から平成17年かけ減少、平成22年は増加へ。
- 住民基本台帳人口をみると平成21年からほぼ横ばいで推移しています。
- 過去10年間の出生数は121～156人となっています。
- 平成22年の0歳～11歳の人口は1,866人、平成2年(2,481人)から一貫して減少。
- 平成22年の世帯は、沖縄県と比較して3世代世帯、核家族世帯、母子・父子世帯の割合が高い。
- 平成22年の女性の年齢別就業率は、15～19歳を除く全ての年齢層で県平均よりも低い。町の数値を平成12年と比較すると25～34歳の就業率が上昇。

#### 【課 題】

0～11歳人口は平成2年以降一貫して減少で推移しています。ただ女性の年齢別就業率から10年前の平成12年と比較して、平成22年に25～34歳、子育て期の女性の就業率が上昇しており、児童数と保護者の就労状況の将来動向等を踏まえた支援のあり方を検討することが必要です。

### (2) 教育・保育施設の利用状況にもとづく

#### 【現 状】

- 平成26年に認可保育所が新たに1箇所立地。受け入れ施設は3箇所、定員は260人(定員数が60人増)。
- 弾力化しながら受け入れを行っても過去6年で5～29人の待機児童が発生。
- 公立幼稚園の入園児童数は、平成25年に115人となっています。現在、公立幼稚園では5歳児のみを受け入れ。
- 私立幼稚園の嘉手納町児童数は、平成26年に47人(3～5歳児)。

#### 【課 題】

平成26年度に認可保育所1園開園しましたが、27人が待機児童となっています。ニーズ調査に基づく潜在的な利用意向も踏まえながら、1号認定～3号認

定の量の見込み並びに確保方策の検討を行い、計画的な基盤を図ることが必要です。

### (3) ニーズ調査の結果にもとづく

#### 【現 状】

- 子どもの子育てを主に行っているのは、「父母ともに」という回答割合が最も高く 57.1%、次いで「主に母親」が 40.6%。
- 日頃、子どもをみてもらえるかについて、第1位は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」で 61.0%、第2位は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」で 33.1%、第3位は「いずれもない」で 8.9%。
- 母親の就労状況としては、産休・育休・介護休業中を含め 71.4%が就労、28.0%が就労していないと回答。就労していない母親も 54.1%が就労を希望
- 平日に定期的な利用を希望する教育・保育サービスの第1位は、「町立保育所」で 44.4%、第2位は「公立幼稚園」で 26.1%、第3位は「幼稚園の預かり保育」で 20.8%、第4位は「認可外の保育施設」で 17.4%、第5位は「私立幼稚園」で 16.3%。

#### 【課 題】

日常的または緊急時等に子どもをみてもらえる環境にある家庭割合が高い一方で、緊急時を含め子どもをみてもらえる環境にない家庭が 8.9%みられます。

現在働いていない母親の半数以上が就労を希望しており、保護者の就労状況が変化することで新たな保育ニーズが発生することが予測されます。

これらニーズ調査結果をもとに、親族等からの子育て支援の有無、保護者の今後の就労意向を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを適切に計画へ反映していくことが求められます。







# 第3章



計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 上位関連計画の整理

#### (1) 第4次嘉手納町総合計画

##### 1) 将来像等

**将来像:ひと、みらい輝く交流のまち かでな**

**理念:支え合い、人づくり、安心、賑わい**

##### 2) まちづくりの基本目標

「1. 人にやさしい・人がやさしい・健やかな暮らし育むまちづくり」

町民の多様な交流を育む中で、老若男女の誰もお互いに支え合い、生きがいを持ちながら、心身ともに健やかで充実した暮らしを実現する事のできるまちづくりをめざします。

まちづくりの基本目標：安心して子育てできる環境の形成

##### 【基本方針】

- ① 平成27年度にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、幼児期の教育・保育の一体的展開や、子育て支援の環境や体制の充実に取り組みます。
- ② 働きながら子どもを育てる世帯等の親と子を支援するため、保育内容や各種保育サービス等の充実を推進します。
- ③ 児童の健全育成をめざし、地域の社会環境の改善、異年齢・多世代交流などの機会拡充等に努めます。
- ④ 各種教室や健診等の周知を図り、母子の健康づくりに関する意識の普及啓発に努めるとともに、食育の考え方の普及に努めます。

##### 【施策の展開】

- ① 地域ぐるみの子育て支援の充実
- 『(仮称)嘉手納町子ども・子育て支援事業計画』の策定を行うとともに、その推進を図る中で、関連各課や各種関係機関との連携体制の構築に努めます。
  - ファミリーサポートセンター事業の周知・推進を図り、会員数の増加に取り組みます。

- 子育て支援センターの周知・充実に努めるなど、相談支援や親同士の仲間づくりを支援します。また、地域等とも連携し、親育ち・地域育ちを支援します。
- 児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、児童家庭相談員の増員の検討を行うとともに、関係機関や地域との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。

## ②保育サービス等の充実

- 保育士の資質向上による保育内容の充実や、保育所施設・備品等の充実に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種特別保育事業を進めます。特に、病児保育等の現在実施されていないサービスについては、他地域における取り組み等も参考にしつつ、実施の検討を図ります。
- 認可外保育施設の認可化等により待機児童の解消に努めます。また、保育所において、保育サービスを必要とする世帯の乳幼児を受け入れられるよう、保育所入所要件の緩和について調整・検討に努めます。

## ③児童の健全育成

- 放課後児童クラブや児童館活動の充実に努めるとともに、子ども会活動の充実に努めます。
- 子どもたちの学習支援・居場所づくりを行う地域のボランティア活動の普及に努めるとともに、担い手としての参画を促進します。また、こうした活動の拡充に努め、異年齢児童や地域の高齢者・障害者等との交流機会の創出に努めます。

## ④母子保健の充実

- 妊婦健診や乳幼児健診、歯科健診、こんにちは赤ちゃん事業による各戸訪問等の母子保健事業の充実に努め、母子の健康管理や疾病等の早期発見、食育の考え方の普及等に努めます。
- 地域における未熟児等の支援体制が取れるよう、専門的な機関などとの連携を強化します。
- 今後とも、町独自による子どもの医療費助成等の充実に努めるよう努めます。

## 「2. 未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むまちづくり」

ライフステージの各段階で、身近な地域の歴史・文化への深い認識と国際的な広い視野をもちながら、町民のだれもがいつでもともに学び合い、未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むことができるまちづくりをめざします。

### まちづくりの基本目標：(1) 未来を担う人を育てる学校教育の推進

#### 【基本方針】

- ① 幼児期に必要な基本的な生活習慣の形成や道徳心の芽生えを培うため、保護者・家庭や小中学校の連携のもと、地域に開かれた園づくりに取り組むとともに、幼児教育の充実に努めます。また、国際化や情報可に対応した教育を推進するため、英会話やパソコン指導等、特色ある園づくりを推進します。

#### 【施策の展開】

##### ① 幼児教育の充実

- 複数年保育具体計画の検討結果や『(仮称) 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画』を踏まえて複数年保育への適切な対応を図るとともに、ニーズに応じた預かり保育や子育て支援等に努めます。
- 英会話やパソコンの指導等の充実、小学校や地域との連携強化等、教育体制の充実に努めます。
- 幼稚園教育要領に基づく教育課程の編成・実施及び職員の資質向上を図ります。
- 地域行事への参加等、地域の人材と資源を活かした体験を重視した教育を進めます。
- 個性を伸ばし生きる力と心を育むため、幼児指導が行き届く少人数学級を継続します。また、特別な支援を要する幼児教育の充実に努めます。
- 安全で地域に開かれた幼稚園の施設整備を推進するとともに、時代に対応できる教育設備の充実に努めます。

## (2) 嘉手納町次世代育成支援行動計画（後期）

第4次総合計画における本町のまちづくりの理念は、「ひと」を中心にすすめ、町民相互が連携した協働を共通の基盤として「支え合い」、「人づくり」、「安心」「賑わい」のあるまちづくりを推進するものとしています。

前計画における基本理念においても、子どもたちが心豊かに成長することを地域が一体となって支援するという方向性を示し、総合計画における「支え合い」、「人づくり」の考え方と整合性が図られていると考えられます。

また、本町においては、平和を基調として、総合計画の将来像において「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」とされ、明るい未来を表現していることを踏まえ、次代を担う子どもたちが心豊かな人間として成長していくことをすべての町民が一緒に支援するまちづくりとして捉えなおし、基本理念の一部表現を変更します。

### 基本理念

## 平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな

嘉手納町に生まれ、健やかに育つ子どもたちを慈しみ、すべての町民がともに子育てを応援し、安心感とゆとりのなかで子どもを生き育てることができるまちであるように、社会全体での子育て支援に取り組みます。



## 2. 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画の理念

本計画において定める子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される地域を目指すことを基本とします。教育や保育、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

嘉手納町に生まれ、健やかに育つ子どもたちを、すべての町民がともに慈しみ、ともに子育てを応援し、安心感とゆとりのなかで子どもを生み育てることができるまちであるように、社会全体での子育て支援に取り組みます。

### 基本理念

## 平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな

### 基本目標 1：質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供について

本町では総合計画及び次世代育成支援行動計画等に基づき、具体的な教育、保育の提供、また保育所や幼稚園等の利用の有無に関わらない、全ての児童を対象とした子育て支援に取り組んできたところです。

幼児期の教育については、歴史的な経緯から戦後、小学校との併設による公立幼稚園の普及が急速に進み5歳児を受け入れました。県外では3歳から5歳の子どもたちを対象に幼児教育が提供されていますが、沖縄県では公立の幼稚園数は急速に増えたものの対象児童年齢がひろがっていません。平成25年度の学校基本調査において幼稚園数は、公立が87.2%、私立が12.8%、利用児童数は公立が76.2%、私立が23.8%と公立の占める割合が高く、今だ55.6%の公立が5歳児のみの受け入れとなっています。

嘉手納町だけでなく全県的にこのような特殊事情を抱えています。乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎をつくる上で極めて重要であることをしっかりと認識し、幼児期の学校教育・保育の質の向上並びに保幼小との連携強化に取り組んでいきます。また、情報交換の場として、私立保育園、私立幼稚園、認可外保育施設、地域型保育事業者等を含めた情報交換会を実施します。

またニーズ調査等から子育てに関する情報を求めていることが伺えるため、教育・保育施設並びに子育て支援に関する情報を集約し、町民が分かりやすい情報提供を進めていきます。

## 基本目標 2 : 保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善について

0～11歳人口は平成2年以降一貫して減少で推移しています。ただし女性の年齢別就業率は、ここ10年で子育て期(25～34歳)に重なる女性の就業率が上昇し、日頃親族等に子どもみてもらえる環境にない家庭割合が8.9%(P10の(5)参照)みられるなど、環境変化に伴う利用ニーズを踏まえた支援が求められます。

既存基盤の利活用という視点を第一に、不足する教育・保育基盤の確保方策に取り組んでいきます。また「量的拡充」と「質の改善」については、両者を切り離せるものではなく、車の両輪として同時に取り組む必要があります。町に立地する施設等の情報交換等を図るととともに、発達段階に応じた教育・保育の質の向上に努めていきます。

## 基本目標 3 : 子どもと子育てを支える体制について

子育ては、家庭内だけでなく、保護者が地域の人々とのつながりを持ちながら、地域の中で子どもを育むという意識、子育て家庭が孤立しない支援体制が必要になると考えます。

不安等を抱える保護者への情報提供や相談対応、必要とする家庭が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援など、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また保育所等の保育・教育施設を地域における子ども・子育て支援の中核とし、子どもの育ちや子育て中の保護者への理解を深め、気持ちを受け止め、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じる、子育てを楽しむ環境づくりに取り組みます。





# 第4章



量の見込み及び確保方策



## 第4章 量の見込み及び確保方策

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期を示すこととされています。

本町において、「嘉手納町次世代育成支援行動計画（後期計画）」並びに「嘉手納町老人福祉計画」等の関連福祉計画における圏域の考え方、教育・保育施設等の立地状況、利用の利便性等をもとに、嘉手納町全域を1区域の教育・保育提供区域と設定します。

ただし「量の見込み」に対する不足分の確保方策等を検討する際には、行政区別の児童数並びに施設の立地状況、将来的な区域区分等を念頭に置きながら、町民のニーズや利便性等に十分配慮するものとします。

①区域数：1区域（町全域）

②児童数（平成25年度）

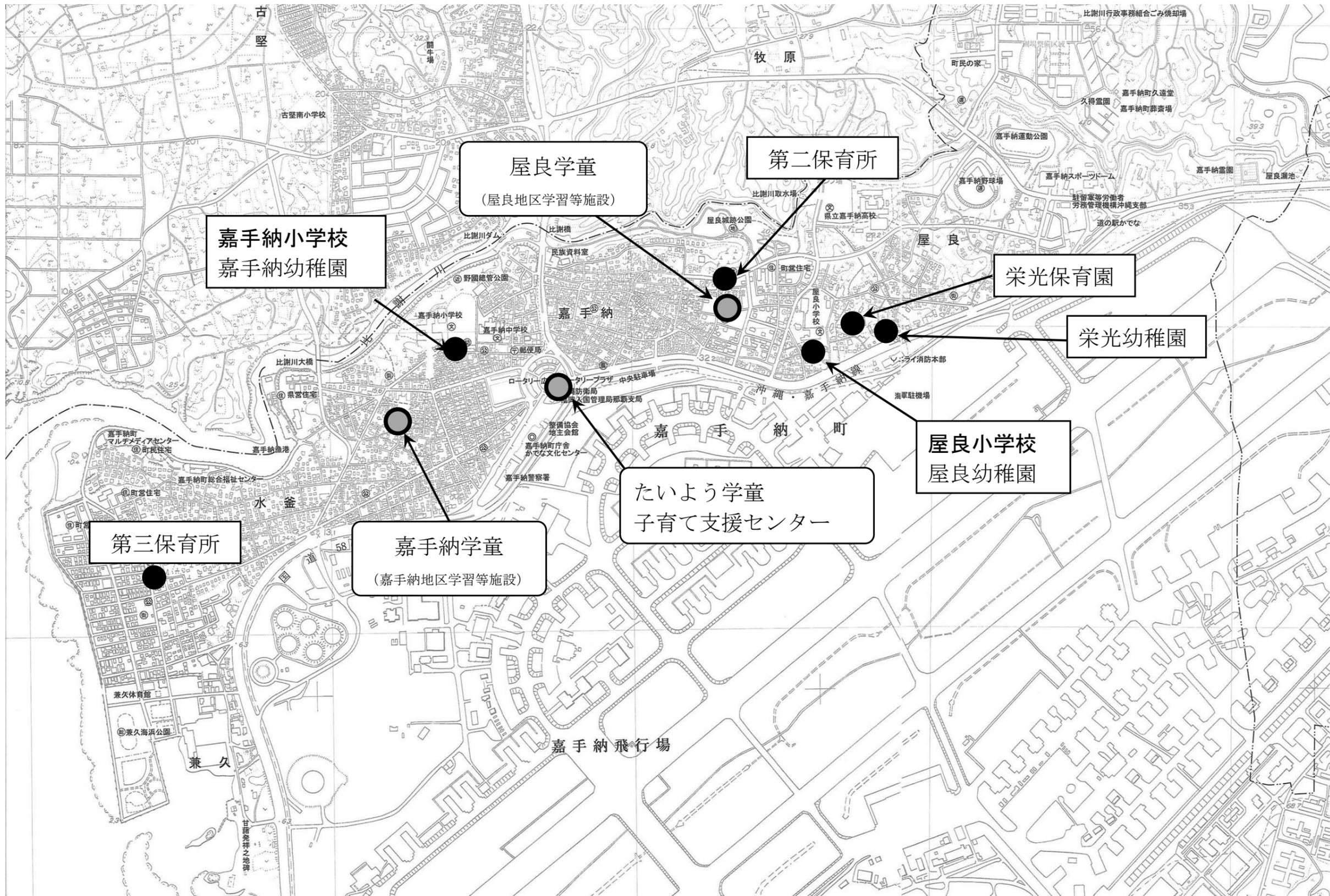
就学前（0～5歳）	882
小学生（6～11歳）	957
対象児童全体（0～11歳）	1,839

③主な教育・保育施設等

保育所	町立	第二保育所
		第三保育所
	私立	栄光保育園
幼稚園	公立	屋良幼稚園
		嘉手納幼稚園
	私立	栄光幼稚園
子育て支援	町立	子育て支援センター
学童保育	公立	たいよう学童
		屋良学童
		嘉手納学童



# 教育・保育提供施設の状況図





## 2. 将来人口推計

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

### (1) 推計方法

人口推計の主な手法としては、「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。

コーホート変化率法については、子ども・子育て支援事業計画以前の次世代育成支援行動計画においてもニーズ量を算出する際に採用した手法であり、推計期間も比較的短いことから、コーホート変化率法を採用するものとします。

#### 【コーホート変化率法】

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

推計が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

#### 【コーホート要因法】

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

比較的近い将来の人口を推計する場合、特殊な人口変動は、例えばニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入のように、転出入を要因とするものにほぼ限られる（死亡率や出生率は短期間に大きくは変動しない）。従って、将来値を任意に仮定するのは純移動要因だけとなる。

※1：コーホートとは同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団

(2) 将来児童数の推計結果

単位:人

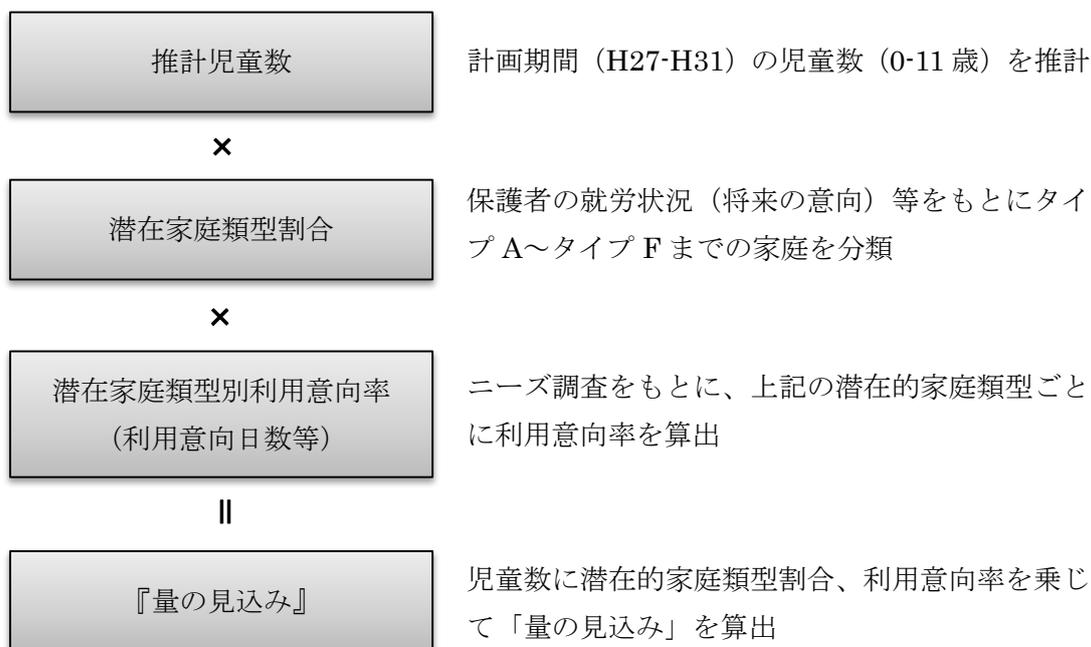
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
就学前児童合計(0-5歳)	878	893	902	896	895
0歳	131	131	130	129	130
1・2歳	288	288	289	288	286
3-5歳	459	474	483	479	479
小学生(6-11歳)	978	974	981	1,003	1,010
対象児童 総計(0-11歳)	1,856	1,867	1,883	1,899	1,905



### 3. 量の見込み

#### (1) 算出の考え方

「量の見込み」は、各事業を以下の計算式を基本として算出を行います。この算出方法は、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成 26 年 1 月）』に基づいています。なお、この手引きの内容については、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の標準的な算出方法を示すものであり、嘉手納町子ども・子育て会議の議論等を踏まえた、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。（ただしこの場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意する）



## (2) 潜在的家庭類型の割合

量の見込みでは、認定区分（1号認定から3号認定）及び地域子ども・子育て支援事業について、対象となる年齢及び対象となる家庭類型の分類が必要となります。量の見込みの算出には、「潜在的家庭類型」を使用しており、これはニーズ調査の保護者の現在の就労状況に将来的な就労意向を加味して求めています。

教育・保育提供区域ごとの潜在家庭類型の割合は以下のようになります。

### 対象年齢別潜在家庭類型の割合

		現在の家庭類型	潜在家庭類型
<b>0-5歳</b>	タイプA ひとり親	0.145	0.145
	タイプB フルタイム×フルタイム	0.319	0.351
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.197	0.219
	タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.068	0.063
	タイプD 専業主婦(夫)	0.252	0.215
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.008	0.002
	タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.000	0.000
	タイプF 無業×無業	0.010	0.005
<b>0歳</b>	タイプA ひとり親	0.042	0.042
	タイプB フルタイム×フルタイム	0.352	0.380
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.155	0.197
	タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.070	0.056
	タイプD 専業主婦(夫)	0.380	0.324
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.000	0.000
	タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.000	0.000
	タイプF 無業×無業	0.000	0.000
<b>1-2歳</b>	タイプA ひとり親	0.084	0.084
	タイプB フルタイム×フルタイム	0.336	0.397
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.191	0.183
	タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.038	0.046
	タイプD 専業主婦(夫)	0.313	0.267
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.023	0.008
	タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.000	0.000
	タイプF 無業×無業	0.015	0.015
<b>3-5歳</b>	タイプA ひとり親	0.184	0.184
	タイプB フルタイム×フルタイム	0.307	0.330
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.207	0.234
	タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.078	0.071
	タイプD 専業主婦(夫)	0.209	0.179
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.005	0.000
	タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.000	0.000
	タイプF 無業×無業	0.010	0.003

### (3) 量の見込みの補正について

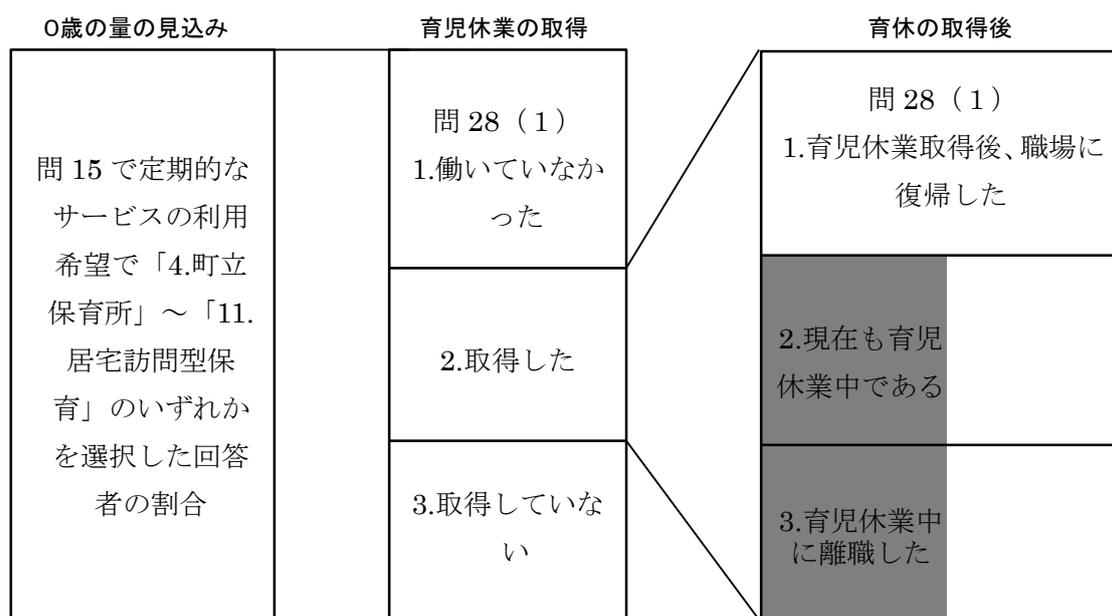
#### ① 3号認定の0歳児の量の見込みの補正

3号認定の0歳児については、現状の31人に対して、平成27年度の76人(2.5倍と)と現状よりかなり大きく算出されているため、国から示された「0歳児保育の量の見込み等について」をもとに、補正を行います。

3号認定の0歳児のニーズの対象となる家庭には、実際には利用の対象とならない、育児休業を取得中並びに育児休業中に離職したケースが含まれます。そのため以下の回答者を利用意向率から除きます。

- 現在保育を利用している0歳児の保護者のうち、問28(1)母親の育児休業の取得状況において「2.取得した」と回答した方のうち「2.現在も育児休業中である」及び「3.育児休業中に離職した」という回答者の半数を対象から除く。

#### 【育児休業に関する質問のながれ】



※手引きに基づく利用意向率から、色つきの箇所を控除する

0歳の3号認定(認定こども園+保育所+地域型保育)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補正前	76	76	75	74	75
<b>補正後</b>	<b>55</b>	<b>55</b>	<b>55</b>	<b>55</b>	<b>55</b>
(参考値)	30	30	29	29	29

育児休業中、離職した者の半数を除く

育児休業中、離職した者の全てを除く

## ②放課後児童健全育成事業の見込みの補正

放課後児童健全育成事業（低学年）について、平成26年度の現状（83人）と比較して、平成27年度に183人（2.20倍）と大きく算出されています。

これは就学前児童のうち、来年度小学校に入学予定の児童家庭の意向に基づき算出した数値になりますが、全国的にも実績と大きな乖離がみられる事業となっています。

本町においては、平成26年の学童利用申請者数（低学年）をもとに利用率を求め、補正を行いました。

	平成26年 4月1日時点
6歳(1年生)	169
7歳(2年生)	160
8歳(3年生)	153
合計	482
学童利用申請者	95
<b>利用率(申請割合)</b>	<b>19.71%</b>

## 放課後児童健全育成事業<低学年>

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補正前	183	180	174	177	182
<b>補正後</b>	<b>100</b>	<b>98</b>	<b>95</b>	<b>96</b>	<b>99</b>

## ③一時預かり事業（在園児以外）の見込みの補正について

在園児以外の一時的預かり事業の補正については、国が示した『0歳児保育の量の見込み等について』に基づき、利用の大部分を占める専業主婦家庭や短時間パート家庭等（潜在的家庭類型C'、D、E'、F）を対象とした「量の見込み」を算出します。

## 一時預かり事業(預かり保育)在園児以外

単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補正前	1,726	1,754	1,771	1,759	1,757
<b>補正後</b>	<b>547</b>	<b>554</b>	<b>559</b>	<b>555</b>	<b>555</b>

#### ④病児保育事業の見込みの補正について

病児保育事業について、平成26年度の現状（延べ109人）と比較して、平成27年度に延べ757人（6.94倍）と非常に大きく算出されています。

病児保育事業の補正については、国が示した『0歳児保育の量の見込み等について』に基づき、ニーズ調査の問7で「日常的・緊急時等に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」という回答を除いた割合で「量の見込み」を算出します。

#### 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補正前	757	770	778	772	772
補正後	132	134	136	135	135



#### (4) 量の見込み及び確保方策

##### 教育・保育

##### 1) 1号認定(利用できる施設:認定こども園、幼稚園)

1号認定とは、満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合(教育標準時間認定)をいいます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 1号認定

単位:人

現状 (平成26年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
162	163	168	172	170	170

##### 確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
個所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
人数	161人	168人	172人	170人	170人
過不足	-2人	0人	0人	0人	0人

#### 【確保の考え方】

- 公立幼稚園及び私立幼稚園において量の見込みに対して確保を進めます。幼稚園型認定子ども園等への移行による定員増を目指します。



2) 2号認定（利用できる施設：認定こども園、保育所）

2号認定とは、満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育認定）をいいます。

【量の見込み及び確保方策】

2号認定（認定こども園+保育所）

単位：人

現状 （平成26年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
124	253	261	266	264	264

確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
個所数	6 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
人数	160 人	203 人	266 人	268 人	268 人
過不足	-93 人	-58 人	0 人	4 人	4 人

【確保の考え方】

- 幼稚園型認定こども園への段階的移行、認可外施設の認可化及び新たな施設整備等により、量の見込みに対する確保を進めます。



3) 3号認定（利用できる施設：認定子ども園、保育所、地域型保育）

3号認定とは、満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育認定）をいいます。

①0歳

【量の見込み及び確保方策】

0歳の3号認定（認定こども園+保育所+地域型保育） 単位：人

現状 (平成26年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
31	55	55	55	55	55

確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
個所数	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所
人数	37人	40人	55人	55人	55人
過不足	-18人	-15人	0人	0人	0人

【確保の考え方】

- 地域型保育の実施により確保を検討します。不足分については、認可外施設の認可化及び新たな施設整備等による確保を進めます。



② 1・2歳

【量の見込み及び確保方策】

1・2歳の3号認定(認定こども園+保育所+地域型保育) 単位:人

現状 (平成26年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
111	187	187	188	187	186

確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
個所数	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所
人数	129人	145人	188人	188人	188人
過不足	-58人	-42人	0人	1人	2人

【確保の考え方】

- 地域型保育及び認可外施設の認可化並びに新たな施設整備等による確保を進めます。

4) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

時間外保育事業 単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	298	303	307	304	304
確保方策	620	620	620	620	620
過不足	322	317	313	316	316

【確保の考え方】

- 今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

## 5) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

### ①低学年

#### 【量の見込み及び確保方策】

#### 放課後児童健全育成事業<低学年>

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	100	98	95	96	99
確保方策	100	98	95	96	99
過不足	0	0	0	0	0

#### 【確保の考え方】

- 既存の基盤を活用し、今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

### ②高学年

#### 【量の見込み及び確保方策】

#### 放課後児童健全育成事業<高学年>

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	17	17	18	18	18
確保方策	17	17	18	18	18
過不足	0	0	0	0	0

#### 【確保の考え方】

- 既存の基盤を活用し、今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

## 6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等において、一定期間養育を行う事業です。

### 【量の見込み及び確保方策】

#### 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人日、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	212	215	218	216	216
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

### 【確保の考え方】

- 近隣の施設等並びにファミリーサポートセンター等の広域的事業の活用等を含め、量の見込みに対する確保を進めます。

## 7) 地域子育て支援拠点事業.

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を実施し、育児不安等の解消と図るための事業です。

### 【量の見込み及び確保方策】

#### 地域子育て支援拠点事業.

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	848	848	848	844	842
確保方策	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
過不足	672	672	672	676	678

### 【確保の考え方】

- 現状の子育て支援センターにおいて事業の充実を図ります。

- 8) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（1号認定）

**【量の見込み及び確保方策】**

一時預かり事業(預かり保育)(①1号認定による利用) 単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	124	128	130	129	129
確保方策	124	128	130	129	129
過不足	0	0	0	0	0

**【確保の考え方】**

- 現状の預かり保育及び移行後幼稚園型認定こども園において事業を実施します。

②2号認定による利用

**【量の見込み及び確保方策】**

一時預かり事業(預かり保育)(②2号認定による利用) 単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	18,397	18,998	19,359	19,199	19,199
確保方策	18,397	18,998	19,359	19,199	19,199
過不足	0	0	0	0	0

**【確保の考え方】**

- 現状の預かり保育において事業を実施します。ただし今後幼稚園型認定こども園に移行した場合には、2号認定の通常時間としての対応となります。

③幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

**【量の見込み及び確保方策】**

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業以外		単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	547	554	559	555	555	
確保方策	547	554	559	555	555	
過不足	0	0	0	0	0	

**【確保の考え方】**

- 保育所及び幼稚園における預かり保育及び幼稚園型認定こども園等において事業を実施します。

9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

**【量の見込み及び確保方策】**

病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])		単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	132	134	136	135	135	
確保方策	132	134	136	135	135	
過不足	0	0	0	0	0	

**【確保の考え方】**

- 現状のサービス基盤において、量の見込みを確保していきます。

10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①低学年

**【量の見込み及び確保方策】**

子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）〈小学校低学年〉 単位：人日、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

**【確保の考え方】**

- ニーズが把握された場合には、現状のサービス基盤において対応します。

②高学年

**【量の見込み及び確保方策】**

子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）〈小学校高学年〉 単位：人日、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

**【確保の考え方】**

- ニーズが把握された場合には、現状のサービス基盤において対応します。

## 11) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は新規の事業であり、ニーズ調査等から量の見込みを算出することが困難な状況にあります。しかし、今後の待機児度対策並びに広く地域における子育て支援を推進していくために重要であると考えられるため、期間中に1箇所は必要だと考えます。

### 【量の見込み及び確保方策】

利用者支援事業		単位:箇所				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	1	1	1	1	1	
確保方策	1	1	1	1	1	
過不足	0	0	0	0	0	

### 【確保の考え方】

- 子育て支援センターを活用して、平成27年度からの事業実施を行います。

## 12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳幼児全戸訪問事業については、平成25年度の実績を量の見込みとしています。

### 【量の見込み及び確保方策】

乳幼児家庭全戸訪問事業		単位:人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	156	156	156	156	156	
確保方策	156	156	156	156	156	
過不足	0	0	0	0	0	

### 【確保の考え方】

- 今後も全ての0歳児を対象に事業実施を行います。

### 13) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業については、これまで対象者が把握されていません。そのため量の見込みを設定することが困難な状況にあります。乳幼児家庭全戸訪問事業を通じて、対象者が認められる場合には、事業実施に努めます。

### 14) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健診については、平成 25 年度の実績を量の見込みとしています。

#### 【量の見込み及び確保方策】

妊婦健康診査		単位:人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	207	207	207	207	207	
確保方策	207	207	207	207	207	
過不足	0	0	0	0	0	

#### 【確保の考え方】

- 今後も全ての妊婦を対象に事業実施を行います。

## 4. その他嘉手納町において定める内容

### ● 放課後子ども総合プラン

放課後子ども総合プランについて、共働き家庭等の抱える『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進することを目的に以下の内容を定めます。

#### ①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の目標事業量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
箇所数	3	3	3	3	3	3
人数		117	115	113	114	117

#### ②一体型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現状として、常時利用できる小学校の敷地、余裕教室はなく、学校内での放課後児童クラブを実施することが困難な状況にあります。児童館における放課後子ども教室を検討、実施することにより一体型の事業実施を目指します。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標値(実績)	0	0	1	1	1	1

#### ③放課後子ども教室の目標事業量

町内の小学校2校での放課後子ども教室を継続し、児童館等の学校以外での放課後子ども教室の実施についても検討します。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標値(実績)	2	2	3	3	3	3

#### ④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策

共同イベントの開催、交流などで連携を図ります。

#### ⑤小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

現状では、常時利用できる余裕教室がないため、学校と連携しながら事業実

施場所を確保します。また実施場所として児童館も対象とした事業の展開を図ります。

#### ⑥教育委員会と子ども家庭課の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る事業について教育委員会と子ども家庭課関連等と連携、協議できる場を確保します。



# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1. 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、これまで以上に教育と福祉の分野の連携が強く求められます。本町においても教育委員会と子ども家庭課との連携を強化し施策展開に努めます。

また幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、取り組みの推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政など、各種主体が子育て支援で果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら取り組んでいきます。

### 2. 継続的なニーズの把握と柔軟な対応

保育所や幼稚園、学校、企業、町民等との連携、地域子育て支援センターや利用者支援事業等を通じて、継続的なニーズの把握に努めるものとします。また、計画策定後の社会情勢の変化や新たな課題等にも柔軟に対応しながら事業の実施に努めます。

### 3. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づき取り組みを着実に推進していくため、計画で掲げる量の見込みと確保方策に基づく成果の検証が必要となります。

子ども家庭課が定期的に取り組み状況及び数値目標の達成状況を取りまとめ、「嘉手納町子ども・子育て会議」に報告し、計画の進捗状況の確認と取り組みの評価を行うものとします。

本計画で定める子ども・子育てに関する支援は、待機児童対策並びに幼児期の教育、地域で子育てを支えるための相談対応等を含め、大きな転換期を迎えます。計画で掲げる理念や目標を実現するためには、計画策定後も柔軟な取り組みが必要となります。そのため「嘉手納町子ども・子育て会議」等からの提言に基づき、適宜施策の見直しを行いながら計画の推進に努めます。





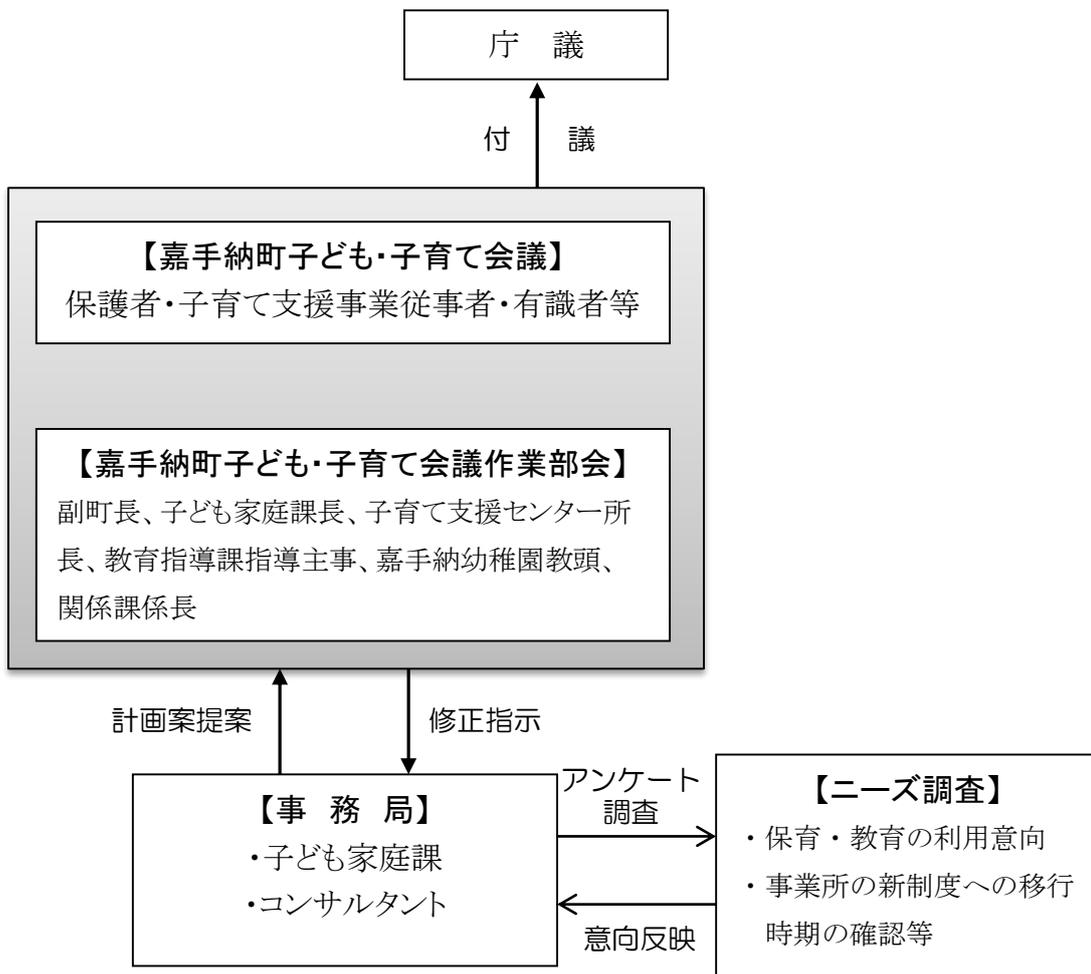
參考  
資料



## 1. 策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 26 年 1 月	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の実施 配布数：就学前の全て児童及び全ての小学校 1～3 年生 回収率：就学前 61.8%、小学生 89.4%
3 月末	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査集計 ニーズ調査報告書の作成
7 月 7 日	第 1 回 嘉手納町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果について
8 月 13 日	第 1 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 ・ニーズ調査に基づく量の見込みについて
8 月 18 日	第 2 回 嘉手納町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査に基づく量の見込みについて
9 月 1 日	第 2 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 ・量の見込みの補正並びに確保方策について
9 月 30 日	第 3 回 嘉手納町子ども・子育て会議 ・量の見込みの補正並びに確保方策について ・計画の目次案について
11 月 4 日	第 3 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 ・量の見込みの補正並びに確保方策について
11 月 6 日	第 4 回 嘉手納町子ども・子育て会議 ・量の見込みの補正並びに確保方策について（後半部分）
11 月 27 日	第 4 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 ・嘉手納町子ども・子育て支援事業計画素案について ・条例案について
12 月 4 日	第 5 回 嘉手納町子ども・子育て会議 ・嘉手納町子ども・子育て支援事業計画素案について ・条例案について
平成 27 年 1 月 15 日	第 5 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 ・嘉手納町子ども・子育て支援事業計画素案の修正について ・説明会におけるアンケート結果、保育料について
1 月 16 日	第 6 回 嘉手納町子ども・子育て会議作業 ・嘉手納町子ども・子育て支援事業計画素案の修正について ・説明会におけるアンケート結果、保育料について

## 2. 策定の体制



### 3. 嘉手納町子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、合議制の機関として、嘉手納町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 嘉手納町子ども・子育て会議 名簿

	氏 名	備考	
1	神里博武	かみざと 社会福祉研究所	◎委員長
2	池原 基生	学校法人栄光幼稚園 園長	
3	与那覇 弘美	光の子幼児学園 園長	
4	池原 厚子	社会福祉法人 栄光保育園 園長	
5	花城 のず加	保護者代表	
6	徳里 なつき	保護者代表	
7	武富 はづき	保護者代表	
8	塚島 めぐみ	保護者代表	
9	井崎 綾乃	保護者代表	
10	上原 竹美	子ども家庭課 第三保育所	○副委員長
11	伊禮 美代子	子ども家庭課 第二保育所	
12	松田 和美	教育委員会 屋良幼稚園	

### 嘉手納町子ども・子育て会議作業部会 名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	神山 吉朗	副町長	◎委員長
2	上原 学	子ども家庭課長	○副委員長
3	真壁 節子	子ども家庭課 子育て支援センター	
4	稲嶺 盛幸	教育委員会	
5	渡嘉敷 浩美	嘉手納幼稚園	
6	仲村 聡子	子ども家庭課	
7	伊禮 満	福祉課	
8	新垣 かおる	教育委員会	
9	橋口 美由紀	企画財政課	

#### 4. 量の見込み算出の考え方

##### 1) 1号認定 (認定こども園+幼稚園)

##### ①1号認定

##### 【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域 (1区域)
家庭類型	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
対象年齢	3-5歳
利用意向率	ニーズ調査において、問15の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望で、1. 公立幼稚園、2. 私立幼稚園、6. 認定こども園のいずれかを選択した者の割合。

##### 【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.714
タイプD 専業主婦(夫)	0.662
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

##### 1号認定の量の見込み算出の流れ(平成27年度を例に)



##### 1号認定【1号認定+2号認定(教育ニーズ)】

単位: 人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合計	163	168	172	170	170
1号認定	77	80	82	81	81
2号認定(教育)	86	88	90	89	89

※36 ページの1号認定の量の見込みは「1号認定」と「2号認定(教育)」の合計

②2号認定（教育ニーズ：幼稚園の利用希望が強いと想定）

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	3-5歳
利用意向率	ニーズ調査において、問14-1の平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況で、1. 公立幼稚園、2. 私立幼稚園のいずれかを選択した者の割合。

【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	0.290
タイプB フルタイム×フルタイム	0.246
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.235
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—

2) 2号認定（保育ニーズ：認定こども園+保育所）

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	3-5歳
利用意向率	ニーズ調査において、問15の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望で、1. 公立幼稚園から11. 居宅訪問型保育のいずれかを選択した者から2) ①教育ニーズを除いた者の割合。

【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	0.658
タイプB フルタイム×フルタイム	0.756
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.774
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—

### 3) 3号認定（認定子ども園+保育所+地域型保育）

#### 【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	0-2歳
利用意向率	ニーズ調査において、問15の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望で、4. 認可保育園から11. 居宅訪問型保育のいずれかを選択した者の割合。
数値の補正	0歳：育児休業の取得事業等を反映（※9ページ参照）

#### ①0歳【利用意向率】

##### 0歳の3号認定

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	1.000
タイプB フルタイム×フルタイム	0.556
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.857
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	—

#### ②1・2歳【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	0.909
タイプB フルタイム×フルタイム	0.981
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.958
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1.000

#### 4) 時間外保育事業

##### 【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	0-5歳
利用意向率	ニーズ調査において、問15の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望で、4. 町立保育所から11. 居宅訪問型保育のいずれかを選択し、かつ問14-2の教育・保育サービスの利用希望の時間帯で「18時以降」と回答している者の割合。

##### 【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	0.367
タイプB フルタイム×フルタイム	0.577
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.386
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	—

5) 放課後児童健全育成事業

①低学年

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	来年度小学校に入学する児童が対象
利用意向率	平成26年における、小学校低学年の児童に占める学童利用申請者数の割合。
数値の補正	利用申請の状況より利用率を算出（※10ページ参照）

【利用意向率】

	平成26年 4月1日時点
6歳(1年生)	169
7歳(2年生)	160
8歳(3年生)	153
合計	482
学童利用申請者	95
利用率(申請割合)	19.71%

②高学年

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	来年度小学校に入学する児童が対象
利用意向率	ニーズ調査において、問25の4～6年生の小学校入学後の放課後の過ごし方で、6. 嘉手納町放課後児童健全育成事業を選択した者の割合。

【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	—
タイプB フルタイム×フルタイム	0.053
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.077
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—

## 6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	全ての家庭類型を対象
対象年齢	0-5歳
利用意向率	<p>①利用意向率 ニーズ調査において、問24の子どもを泊りがけで家族以外にみてもらったことがある者で、エ.仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答している者の割合。</p> <p>②利用意向日数 ニーズ調査において、問24で、エ.仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答している者の「平均日数」を算出。</p>

### 【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	0.321
タイプB フルタイム×フルタイム	0.375
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0.195
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.167
タイプD 専業主婦(夫)	0.045
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	—
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

※利用意向率(割合) = ①利用意向率 × 利用意向日数

7) 地域子育て支援拠点事業.

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	全ての家庭類型を対象
対象年齢	0-2歳
利用意向率	<p>①利用意向率 ニーズ調査において、問17の地域の子育て支援事業の利用状況で、1.「嘉手納町地域子育て支援センター」と回答した者の人数と、問18の地域の子育て支援事業の利用意向で1.利用していないが、今後利用したいと回答している者の人数を合計し、回答者全体で割った割合。</p> <p>②利用意向回数 ニーズ調査において、問17の地域の子育て支援事業の利用状況で、1.「嘉手納町地域子育て支援センター」と回答した者の人数と、問18の地域の子育て支援事業の利用意向で1.利用していないが、今後利用したいと2.すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいと回答している者の月当たり平均利用回数を算出。</p>

【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	1.357
タイプB フルタイム×フルタイム	1.089
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	2.395
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	3.000
タイプD 専業主婦(夫)	3.121
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	2.000
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

※利用意向率(割合)＝①利用意向率×利用意向回数

8) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（1号認定）

**【対象及び利用意向率の捉え方】**

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
対象年齢	3-5歳
利用意向率	<p>①利用意向率 ニーズ調査において、問15の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望で、1. 公立幼稚園、2. 私立幼稚園、6. 認定こども園のいずれかを選択し、かつ問23の不定期事業の利用意向で1. 利用したいを選択した者の割合。問14-1の平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況で、1. 公立幼稚園、2. 私立幼稚園のいずれかを選択し、かつ問22の不定期事業の利用状況で1. 一時預かりまたは2. 幼稚園の預かり保育を選択した者の割合。</p> <p>②利用意向日数 ニーズ調査において、問23の不定期事業の利用意向で1. 利用したいを選択した者の「平均日数」を算出。</p>

**【利用意向率】**

	利用意向率(割合)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0.198
タイプD 専業主婦(夫)	1.431
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

※利用意向率(割合)＝①利用意向率×利用意向日数

## ② 2号認定による利用

### 【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	3-5歳
利用意向率	<p>①利用意向率 算出の手引きでは、2号認定（3～5歳）保育ニーズがあるものとしては、利用意向率は1.0（100%）。</p> <p>②就労日数 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者の間 10（1）-1 母親の1週当たり就労日数×52週で、就労日数を算出。</p>

### 【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	260.000
タイプB フルタイム×フルタイム	156.000
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	260.000
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—

※利用意向率(割合)＝①利用意向率×就労日数

③幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
対象年齢	0-5歳
利用意向率	①利用意向率 ニーズ調査において、問23の不定期事業の利用意向で1.利用したいを選択した者の割合。 ②利用意向日数 ニーズ調査において、問23の不定期事業の利用意向で1.利用したいを選択した者の「平均日数」を算出。
数値の補正	対象の家庭類型を修正（※10ページ参照）

【利用意向率】

一時預かり事業（預かり保育）以外

	利用意向率(割合)
タイプC' フルタイム×パートタイム <small>(下限時間未満+下限時間~120時間の)</small>	2.996
タイプD 専業主婦(夫)	2.433
タイプE' パート×パート <small>(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)</small>	—
タイプF 無業×無業	10.000

※利用意向率(割合) = ①利用意向率 × 利用意向日数

9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
対象年齢	0-5歳
利用意向率	<p>①利用意向率（病児・病後児の発生頻度）  ニーズ調査において、問21-1の子どもの病気やケガで事業が利用できなかった場合の対処方法で、ア. 父親が休んだまたはイ. 母親が休んだを選択した者のうち、問21-2で1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したいを回答した者と、問21-1でオ. 病児・病後児の保育を利用した、カ. ファミリー・サポート・センターを利用した、キ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答した者を合計した割合。<b>※ただし問7で「日常的・緊急時等に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」という回答を除いた割合（11ページを参照）。</b></p> <p>②利用意向日数  問21-2で1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したいを回答した日数と、問21-1でオ. 病児・病後児の保育を利用した、カ. ファミリー・サポート・センターを利用した、キ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答した日数を合計し、回答者の実人数で割って利用意向日数を算出。</p>

【利用意向率】

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	1.053
タイプB フルタイム×フルタイム	1.337
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1.099
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	—

※利用意向率(割合) = ①利用意向率 × 利用意向日数

10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

【対象及び利用意向率の捉え方】

算出区分	嘉手納町全域（1区域）
家庭類型	全ての家庭類型を対象
対象年齢	来年度小学校に入学する児童が対象
利用意向率	<p>①利用意向率 ニーズ調査において、問 25 の小学校入学後の放課後の過ごし方で、7. ファミリー・サポート・センターを選択した者の割合。</p> <p>②利用意向日数 ニーズ調査において、問 25 の 1～3 年生の小学校入学後の放課後の過ごし方で、7. ファミリー・サポート・センターを選択した者の平均日数を算出。</p>

【利用意向率】

①低学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	—
タイプB フルタイム×フルタイム	—
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	—
タイプD 専業主婦(夫)	—
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

※利用意向率(割合)＝①利用意向率×利用意向日数

② 高学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	—
タイプB フルタイム×フルタイム	—
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	—
タイプD 専業主婦(夫)	—
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	—
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	—
タイプF 無業×無業	—

※利用意向率(割合)＝①利用意向率×利用意向日数

---

嘉手納町子ども・子育て支援事業計画【平成 27 年度～平成 31 年度】  
平成 27 年 3 月

嘉手納町役場 福祉部 子ども家庭課  
〒904-0293 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588  
TEL 098-956-1111 (内線 122) FAX 098-956-8094

---